

(総務消防委員会要求資料)

令和3年2月
行 財 政 局

○ 要求資料

- 1 大規模施設の整備（第4回行財政審議会資料）のうち、継続事業の理由について
- 2 扶助費と基準財政需要額における社会福祉関係経費の関連性について
- 3 令和2年6月試算の今後10年の歳出見通しに係る各項目の内訳について
- 4 令和3年度歳出見通しにおける障害者総合支援費の増加理由について
- 5 財政収支見通しの歳入において減収補てん債の発行を考慮していない理由について

1 大規模施設の整備（第4回行財政審議会資料）のうち、継続事業の理由について

事業名	理由
本市が実施主体の事業	
1 新庁舎整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現行施設に耐震性がなく、市民を守る防災・減災に必要不可欠であるため。 ・事業中断により追加経費の発生が見込まれるため。
2 芸術大学移転整備	<ul style="list-style-type: none"> ・京都駅周辺の魅力あるまちづくりの推進のみならず、「世界の文化首都・京都」としての都市格の向上や、文化による社会・経済の活性化につながるため。 ・現行施設に耐震性がないため。
3 西京区総合庁舎整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現行施設（保健福祉センター別館）に耐震性がなく、市民を守る防災・減災に必要不可欠であるため。
4 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現行施設に耐震性がなく、市民を守る防災・減災に必要不可欠であるため。 ・施設の統合による跡地活用により財政効果が見込まれるため。
5 北部クリーンセンター大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なごみみの適正処理体制の維持に必要であるため。
6 東北部クリーンセンター大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なごみみの適正処理体制の維持に必要であるため。 ・既に契約済みであり、事業中断により追加経費の発生が見込まれるため。
7 水垂運動公園（仮称）整備	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分跡地の活用として、長年にわたって検討を重ねてきた事業であり、民間投資により市有地の有効活用につながるため。 ・厳しい財政状況を踏まえ、集中改革期間においては必要最小限の取組を実施する。
8 京都コンサートホール長寿命化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用には、必要最低限の修繕、改修が必要不可欠であるため。 ・毎年度、改修内容の緊急性の検証、進捗計画の見直しを行う。
9 勸業館（みやこめっせ）大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度の改修工事の一部は既に契約済みであり、事業中断により追加経費の発生が見込まれるため。 ・毎年度、改修内容の緊急性の検証、進捗計画の可能な限りの見直しを行う。
10 市営住宅団地再生事業【三條・岡崎、養正、錦林、壬生、壬生東】	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の不足等の課題を抱える住棟の建て替えや集約を行い、生じた跡地について、移住・定住の促進を高める活用や地域のコミュニティの活性化に資する活用を行うことにより、民間投資や社会の担い手確保にもつながるため。

事業名	理由
11 住宅地区改良事業【崇仁北部】	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境整備事業及び区画整理事業を早期に完了させることが、まちのブランディング・都市格の向上につながるが、有効活用地を活かした民間投資や社会の担い手確保にもつながるため。
12 道路整備【国道162号（川東抜幅）】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を守る防災・減災に必要不可欠であるため。
13 新しい普通科系高校整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現行施設に耐震性がなく、市民を守る防災・減災に必要不可欠であるため。 ・跡地活用により財政効果が見込まれるため。
14 西陵中学校区小中一貫教育校整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校化への対応として児童生徒の教育環境充実のため必要不可欠であるため。 ・統合により人件費を含む運営経費の縮減、跡地活用による財政効果が見込まれるため。
15 小栗柄中学校区小中一貫教育校整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校化への対応として児童生徒の教育環境充実のため必要不可欠であるため。 ・統合により人件費を含む運営経費の縮減、跡地活用による財政効果が見込まれるため。
16 銅駝美術工芸高校移転整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「芸術大学移転整備」と併せて実施するため。
17 呉竹総合支援学校増収容対策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の増加傾向へ対応するため教室数の確保が必要不可欠であるため。 ・既に一部校舎を解体し仮設校舎を使用中であり、事業中断が困難であるため。
本市以外が実施主体の事業	
1 J R 奈良線高速化・複線化	
2 J R 北陸新幹線整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本市以外が実施主体の事業
3 堀川通の機能強化（バイパス整備等）	

※ 実施と判断している事業についても、後年度負担の少ない市債の活用、民間資金の積極的な導入など、将来負担も考慮した財源の確保に努めるとともに、進捗計画を可能な限り見直す。

2 扶助費と基準財政需要額における社会福祉関係経費の関連性について

- 扶助費については、生活保護費や障害者総合支援費といった事業毎に、本市支出の直近の状況や経済状況等を踏まえて見込んでいる。
- 地方交付税における基準財政需要額のうち、社会福祉関連経費分については、本市の扶助費とは完全に連動するものではなく、令和3年度地方財政計画が未確定であることから、本市への交付税算入の直近の実績を踏まえ、生活保護費を除く令和元年度と令和2年度交付決定額との差額（11億円*）と同額を見込み、生活保護費分については、個別算定により見込んでいる。

※制度改正による影響は除く

3 令和2年6月試算の今後10年の歳出見通しに係る各項目の内訳について

※持続可能な行財政審議会第1回資料（資料8：今後10年間の歳出の見通し）関連

(単位：億円)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人件費	1,509	1,500	1,510	1,500	1,510	1,500	1,480	1,500	1,480	1,490
退職手当以外 (給料、期末勤勉手当、共済費など)	1,379	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
退職手当	130	120	130	120	130	120	100	120	100	110
扶助費	674	680	690	700	700	710	710	710	710	710
生活保護	172	170	170	170	170	170	170	160	160	160
障害者総合支援	145	150	160	160	160	170	170	180	180	180
保育所運営費等	156	160	160	170	170	170	170	170	170	170
児童手当	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30
子ども医療費、老人医療費など	172	170	170	170	170	170	170	170	170	170
公債費	844	860	850	860	850	850	860	870	880	880
投資的経費	154	180	220	190	200	200	200	200	200	200
他会計繰出金等	870	910	920	900	900	940	930	940	950	960
国民健康保険事業	105	100	100	100	100	100	100	100	100	100
介護保険事業	220	230	230	230	240	240	250	250	260	260
後期高齢者医療 (保険基金安定繰出金等)	14	10	10	20	20	20	20	20	20	20
公共下水道事業	219	220	220	220	220	220	220	220	220	220
高速鉄道事業(地下鉄)	32	30	30	30	30	50	40	30	30	30
自動車運送事業(バス)	2	10	10	10	0	0	0	0	0	0
土地取得	19	30	30	0	0	10	0	10	0	10
後期高齢広域連合負担金 (療養給付費)	164	170	170	180	180	190	200	200	210	220
その他	512	550	570	610	620	640	660	680	690	710
中小企業金融対策等預託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設運営費、内部管理経費等	512	550	570	610	620	640	660	680	690	710
歳出所要一般財源合計	4,563	4,680	4,760	4,760	4,780	4,840	4,840	4,900	4,910	4,950

※ 各項目ごとに、R3以降は10億円単位としている。

※ なお、持続可能な行財政審議会第4回資料（資料8）においては、後期高齢広域連合負担金（療養給付費）を「その他」に含めている。

4 令和3年度歳出見通しにおける障害者総合支援費の増加理由について

障害者総合支援費の見通しに当たっては、直近の予算・決算の状況を随時反映しており、それぞれの見込の起点となる時期、伸び率を直近の状況を踏まえた結果、増加したものである。

<各時点の見込み方>

- 令和2年7月に開催した持続可能な行財政審議会の第1回 **資料8** で示した令和3年度における扶助費の内、障害者総合支援費は150億円を見込んでいた。

これは、令和2年度当初予算145億円に直近3年平均（平成28年度から平成30年度）の対前年度決算比やサービス報酬改定の影響等を踏まえた伸び率（全体で約5%）を乗じて算出し、端数調整を行ったもの。

- 令和2年11月に開催した持続可能な行財政審議会の第4回 **資料3** で示した令和3年度における扶助費の内、障害者総合支援費は170億円を見込んでいる。

これは、令和元年度決算144億円に直近の対前年度伸び率（全体で約6%）を乗じ、令和2年度決算見込みを算出した上で、直近3年平均（平成29年度から令和元年度）の対前年度決算伸び率やサービス報酬改定の影響等を踏まえた伸び率（全体で約7%）を乗じて算出し、端数調整を行ったもの。

5 財政収支見通しの歳入において減収補てん債の発行を考慮していない理由について

- 減収補てん債は、一部の税目について、景気の変動等により、地方交付税の基準財政収入額の算定額と実際の課税実績額との間にかい離が生じた際に、それを是正する制度であり（別紙参照）、基準財政収入額以上に収支を改善させるものではない。また、原則、予算の執行段階で発行を検討するもの。
- 財政収支見通しにおいては、市税等の収入に連動して基準財政収入額を見込んでおり減収補てん債の仕組み上、発行を見込んでいない。

<参考>

令和2年度に減収補てん債の対象税目となった地方消費税交付金の財政収支見通しにおける推計値

(単位：億円)

R3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
327	323	323	313	339

(別紙) 令和2年度地方交付税のあらまし (地方財務協会発行)
 ※ 対象税目の記載は拡大前のもの

6 基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

・基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績との乖離が生じても精算は行われないが、一部の税目については特例として精算制度を設けている。
 ・これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額(推計基準税額)と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額(推計基準税額)と実績額の差が是正される。
 ・発行された減収補填債については、当該年度の実績額に加算(75%)し、精算額から控除されるとともに、元利償還金(75%)は後年度基準財政需要額に算入される。

(1) 当年度の基準財政収入額算定後、税目によっては毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きく乖離する場合があります。また、それが地方団体の財政運営に著しい影響を与える場合があります。これを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正している。

(2) 是正方法には二つの方法がある。

① 減収補填債の発行

法人事業税等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込額を下回る場合は、この減収を補填するために特別な地方債(減収補填債)を発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。この地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされる。

② 普通交付税の精算措置

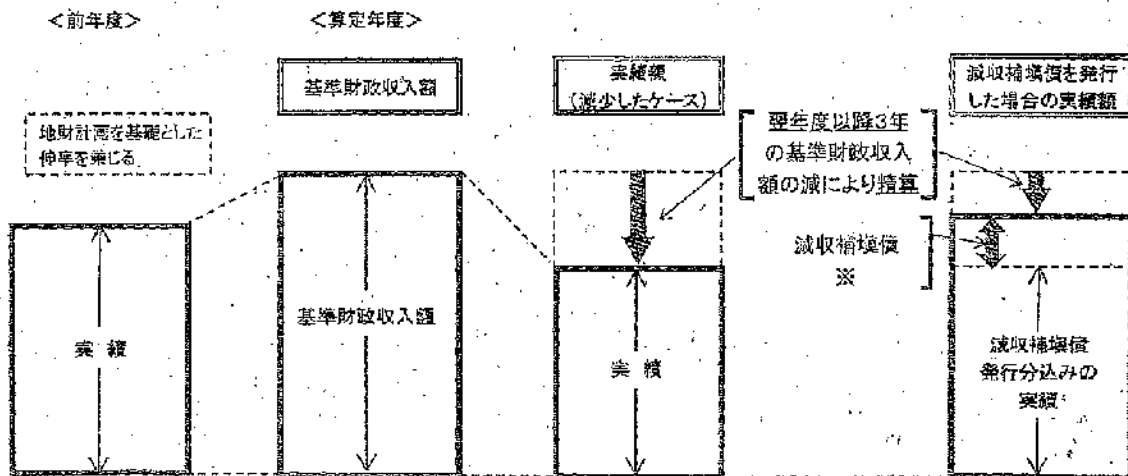
法人事業税等の算定において算定過大又は算定過少があった場合、①で措置されない額については、翌年度以降の基準財政収入額に加算又は減算される。

なお、法人税割、法人事業税(交付金含む)、利子割(交付金含む)及び特別法人事業譲与税にあっては、減収補填債の発行による方法と当該精算措置による方法が認められている。

(①、②の対象税目)

区 分	対 象 税 目	
	①減収補填債の発行	②普通交付税の精算措置
道府県分	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 法人事業税 利子割 特別法人事業譲与税 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 法人事業税 利子割 特別法人事業譲与税 (地方法人特別譲与税分を含む) 所得割(分離課税所得分に限る。)
市町村分	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 利子割交付金 法人事業税交付金 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割 利子割交付金 法人事業税交付金 特別とん譲与税 所得割(分離課税所得分に限る。)

○基準財政収入額の精算について



※ 減収補填債は、後年度において元利償還金の75%を基準財政需要額に算入している。